

2017年度年末期におけるゆうパック配達について

今年度年末におけるゆうパックの引受増に伴い、業務運行の確保が例年にも増して厳しい状況となっていることから、次の項目について局情に合わせた対策を行い業務運行確保に当たる。

《2日間連続配達の取扱》

2日間連続配達は実施することが原則であるが、繁忙期におけるゆうパック増加に伴って、2日間連続配達を適切に行うことが困難な場合は、今期年末繁忙期間中に限り、2日間連続配達を「休止することを可」とする。

局長が自局の業務運行（配達個数や不在持戻り個数）を勘案し、2日間連続配達を実施することが困難（初回配達への影響等を考慮）と判断した場合は、支社に報告のうえ期間を限って休止することを可とするもの。2日間連続配達を休止した場合は、不在個数の増加、返還する荷物が増加しないよう、次の方法等による配達対策に取り組む。

①土曜日、日曜日等の在宅率の高い日、時間帯に再配達を実施する。

②電話番号が記載されている荷物については、予め受取人様に電話連絡し、在宅日時を確認の上、配達を実施する。